

株 主 各 位

東京都文京区湯島3丁目42番6号
東邦レマック株式会社
代表取締役社長 笠 井 庄 治

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場を見合わせいただくことを含め、慎重な判断をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月17日（水曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区池之端1丁目4番1号
東天紅 上野店 5階飛鳥の間
3. 会議の目的事項
 - 報 告 事 項 第63期（2019年12月21日から2020年12月20日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

※お願い：本年は懇親会、お土産ともにご用意がございません。また会場内のお座席につきましても限りがあります為、ご入場いただけない場合がございます。極力、事前に書面による議決権行使をしていただきますよう、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年12月21日から
2020年12月20日まで)

I 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急事態宣言が発令されるなど経済活動が制限され、景気は急激に後退し、企業業績の悪化やその影響による雇用・所得環境の悪化へと波及し、非常に厳しい状況で推移いたしました。海外におきましても、東南アジア地域への渡航緩和など一部で経済活動の制限緩和が見られたものの、ロックダウンなどにより経済活動の厳格な制限が続いている地域もあり、予断を許せない状況にあります。また緊急事態宣言の解除後、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動レベルを段階的に引き上げておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染者数が再び増加傾向に転じ、収束時期が見通せない、先行き不透明な状況が続いております。

靴流通業界におきましては、靴というものが生活必需品の次に購買対象となる商品群であるため、全体的に売り上げが減少傾向にありますが、スポーツ・カジュアルラインの商品需要は引き続き多く、今後もトレンドが継続すると思われます。ただ新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の多様な変化により、消費動向にも変化があり、商品を売る側もその変化に即座に対応していかなければならないという厳しい状況を、業界を取り巻いております。

このような状況のもと、当社は紳士靴・婦人靴・その他のすべての分野において苦戦を強いられ、掲げてきた目標を達成することはできませんでした。しかしながら在庫につきましては前年から削減することができ、次年度に好スタートが切れるよう、環境を整備することができました。

その結果、当事業年度の売上高は67億28百万円（前年同期比27.3%減）と前事業年度を下回り、売上総利益につきましても17億28百万円（前年同期比23.4%減）と前事業年度を下回りました。また営業損益につきましても、販売費及び一般管理費を19億90百万円（前年同期比19.2%減）と前年よりも削減することはできましたが、2億62百万円の営業損失（前年同期は営業損失2億5百万円）となりました。

経常損益につきましては、保険解約返戻金などの大幅な減少により昨年を大きく下回り、1億43百万円の経常損失（前年同期は経常利益46百万円）となりました。当期純損益につきましては、固定資産売却益を計上したものの、投資有価証券評価損を計上した影響から、1億92百万円の当期純損失（前年同期は当期純損失25百万円）となり、前事業年度を下回りました。

事業別売上状況

シューズ事業

婦人靴

婦人靴につきましては、主力のプライベートブランド商品は、全般的に苦戦しました。特に「MAGICAL STEPS（マジカルステップス）」「STAR GIRL（スターガール）」は苦戦しました。また、パンプスブランドの「FIT PARTNER（フィットパートナー）」も苦戦しました。ライセンスブランドは、「NICE CLAUP（ナイスクラップ）」が苦戦しました。

用途別では、前事業年度に比べ、カジュアル類は38.7%、パンプス類は20.2%、ブーツ類が29.7%、サンダル類が37.4%それぞれ減少しました。販売単価の下落（前年同期比0.2%減）と、販売足数の減少（前年同期比31.6%減）により、売上高は38億26百万円（前年同期比31.7%減）となりました。

紳士靴

紳士靴につきましては、主力のプライベートブランド商品は、全般的に苦戦しました。特に「GETON！（ゲット オン）」「ALBERT HALL（アルバートホール）」は苦戦しました。ライセンスブランドは、「CAPTAIN STAG（キャプテンスタグ）」は健闘しましたが、「KenCollection（ケンコレクション）」「KANSAI YAMAMOTO HOMME（カンサイヤマモトオム）」は苦戦しました。販売単価の下落（前年同期比4.8%減）と、販売足数の減少（前年同期比22.7%減）により、売上高は14億26百万円（前年同期比26.3%減）となりました。

ゴム・スニーカー・その他

ゴム・スニーカー・その他の売上高は、受注が減少したことにより14億74百万円（前年同期比14.0%減）となりました。

事業別売上高

(単位：千円)

区 分	第 62 期 (前期) 2019年12月期		第 63 期 (当期) 2020年12月期		前年同期比
	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	
シューズ事業					
婦人靴	5,599,982	60.5%	3,826,699	56.9%	68.3%
紳士靴	1,936,949	21.0%	1,426,907	21.2%	73.7%
ゴム・スニーカー・その他	1,714,260	18.5%	1,474,553	21.9%	86.0%
合 計	9,251,191	100.0%	6,728,160	100.0%	72.7%

(2) 設備投資の状況

当期中、特に記載する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当期中、特に記載する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大・蔓延し、いまだ収束の見通しは立っておりません。日本国内におきましても国民生活と経済活動に大変深刻な影響を与えております。また、これまで当たり前だと思っていた日常生活が一変し、「新しい日常」への移行を余儀なくされております。靴流通業界におきましては、ますますカジュアル化が加速し、「新しい日常」にあった靴の需要が高まることが予想されます。

このような状況におきまして、当社の掲げる経営理念である「創造・開拓・奉仕」の精神に基づき、以下の課題に取り組んでまいります。

① 商品戦略

ライフスタイルのカジュアル化やファッションのダイバーシティ化に対応すべく、商品開発に注力してまいります。特にお客様の「新しい日常」にどんな靴が必要なのかをリサーチし、商品やサービスの提供に努めてまいります。また、あらゆる面でのデザイン思考を取り入れ、お客様体験の向上を図ってまいります。さらに地球環境に優しい素材の利用や開発、リサイクル可能な素材や資材を積極的に取り入れてまいります。

② 営業戦略

現在、モノ過剰社会になっており、在庫が溢れております。売上優先という考え方が過剰在庫を招き、商品・売場の鮮度を下げて、お客様の期待に応えられていない現状がございます。当社は商品戦略と同様にお客様にとって価値ある商品やサービスをタイムリーに提供していくことを目指します。そのため発注管理を徹底し、商品回転率の向上に取り組んでまいります。また固定概念に囚われずに異業種へのアプローチを強化し、新たな市場の創造・開拓に努めてまいります。

③ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、4期連続の営業損失、3期連続で当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような状況のもと、当社では、当該状況を解消すべく「レマックリバイバルプラン」を立て、2021年からの中期3ヵ年計画の2年目である2022年度での営業損益の黒字化を目標としております。引き続き「レマックリバイバルプラン」を推進してまいります。それに加えてお客様の「新しい日常」に喜ばれる商品やサービスは何か？という新たな課題にも取り組み、プランをアップデートしてまいります。具体的なプランとして、①ライフスタイルのカジュアル化やファッションのダイバーシティ化に対応するオリジナルブランドの絞り込みと強化、②発注管理の徹底による在庫削減及び商品回転率の向上と物流コストの削減、③品質管理体制の見直し、ローカル化することで精度向上と効率化、④働き方改革による一人当たりの生産性向上のために異業種へのアプローチ強化、新たな市場の創造・開拓などを、管理職を始めとする全社員の意識改革を行い、強力的に推進してまいります。

なお、現状の当社は、現金及び預金の残高と短期間に資金化可能な債権の残高に加えて、その他にも売却可能な資産も充分ある状況であり、また取引銀行から必要な融資枠を確保できていることから、翌事業年度1年間の運転資金が十分に賄える状況であり、資金繰りに懸念はありません。

従いまして、当事業年度末現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

株主各位におかれましては今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第60期 (2017年12月期)	第61期 (2018年12月期)	第62期 (2019年12月期)	第63期(当期) (2020年12月期)
売上高(千円)	11,446,358	10,871,124	9,251,191	6,728,159
経常利益又は経常損失(△)(千円)	102,252	△ 144,115	46,481	△ 143,679
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	76,598	△ 301,021	△ 25,732	△ 192,507
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	15.03	△ 591.11	△ 50.54	△ 378.08
総資産(千円)	9,372,119	8,603,179	7,532,752	6,787,558
純資産(千円)	5,884,284	5,335,313	5,215,432	4,872,040
1株当たり純資産(円)	1,155.42	10,477.75	10,242.32	9,568.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は2018年6月21日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第61期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第62期の期首から適用しており、第61期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、靴の企画及び卸売・小売を主な事業内容としております。

(8) 主要な事業所

本社(東京都文京区) 元郷川口営業所(埼玉県川口市)
本蓮川口営業所(埼玉県川口市)

(9) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男 子	69名	△ 5 名	45.3才	23.1年
女 子	24	△ 3	34.8	11.9
計又は平均	93	△ 8	42.6	20.2

(注) 臨時社員の当期中の平均人員は13名（ただし、1日平均7.5時間換算による）で、これは上記従業員数には含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	950,000千円

(11) 剰余金の配当等の決定の方針

当社の配当政策の基本方針は、株主への長期的な利益還元を重要と考え、安定かつ充実した配当を行うことを基本とし、配当性向の向上に努める一方、企業体質強化のため、内部留保を充実させることにあります。

この基本方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり114円（うち中間配当57円）とする予定であります。

内部留保金につきましては、販売体制を強化するため、営業設備の整備、充実に有効に使用していく所存であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、会社法第454条第5項に規定する取締役会決議による中間配当及び会社法第454条第1項に規定する株主総会決議による期末配当の年2回配当を行うことができる旨を定款に定めております。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,800,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 509,154株（自己株式2,916株を除く）
- (3) 株 主 数 911名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 パ ッ ク ス ・ ケ イ	700百株	13.74%
笠 井 庄 治	694	13.64
レ マ ッ ク 共 栄 会	174	3.41
吉 原 頼 道	142	2.80
新 井 徳 繁	115	2.26
笠 井 正 弘	98	1.92
P E R S H I N G - D I V . O F D L J S E C S . C O R P .	95	1.86
笠 井 正 紀	90	1.76
東 邦 レ マ ッ ク 従 業 員 持 株 会	87	1.71
笠 井 福 子	85	1.66

（注）持株比率は自己株式（2,916株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	笠 井 庄 治	有限会社パックス・ケイ代表取締役
取 締 役	高 野 裕 一	管理本部長兼総務部部长
取 締 役	笠 井 信 剛	経営企画室長兼営業本部長
取 締 役	北 山 恵 理 子	株式会社グローブリンク代表取締役社長 株式会社プロトコーポレーション社外取締役 株式会社日本チャンピオングループ代表取締役
取 締 役	相 澤 裕 子	株式会社相澤裕子Proto代表取締役社長
取 締 役	田 中 公 子	
常 勤 監 査 役	伊 藤 賢	
監 査 役	町 田 弘 香	ひすい総合法律事務所弁護士
監 査 役	玉 井 哲 史	玉井哲史公認会計士事務所所長 稲畑産業株式会社社外監査役 株式会社ピーシーデボコーポレーション社外監査役

(注) 1. 当期中の役員の異動

就任 監査役伊藤賢氏は2020年3月18日開催の第62回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

退任 監査役飯田和行氏は2020年3月18日開催の第62回定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任いたしました。

2. 取締役北山恵理子、相澤裕子及び田中公子の各氏は、社外取締役であります。なお、各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役町田弘香及び玉井哲史の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役町田弘香氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役玉井哲史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 30,441千円（うち社外 3名 8,400千円）

監査役 4名 9,087千円（うち社外 2名 2,400千円）

(注) 1. 上記、金額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額1,057千円（取締役は繰入額674千円、監査役は繰入額383千円）が含まれております。また、退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額15,986千円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	兼職先法人等名	兼職の内容	関 係
社外取締役	北 山 恵理子	株式会社グローブリンク	代表取締役社長	該当事項はありません。
		株式会社プロトコーポレーション	社外取締役	該当事項はありません。
		株式会社日本チャンピオングループ	代表取締役	該当事項はありません。
社外取締役	相 澤 裕 子	株式会社相澤裕子Proto	代表取締役社長	該当事項はありません。
社外取締役	田 中 公 子	-	-	該当事項はありません。
社外監査役	町 田 弘 香	ひすい総合法律事務所	弁護士	該当事項はありません。
社外監査役	玉 井 哲 史	玉井哲史公認会計士事務所	所長	該当事項はありません。
		稲 畑 産 業 株 式 会 社	社外監査役	該当事項はありません。
		株式会社ビーシーデコレーション	社外監査役	該当事項はありません。

② 当期における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	北 山 恵理子	当期開催された取締役会18回のうち18回に出席しました。経営者としての見識に基づき主に経営的な見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役	相 澤 裕 子	当期開催された取締役会18回のうち18回に出席しました。経営者としての見識に基づき主に経営的な見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役	田 中 公 子	当期開催された取締役会18回のうち18回に出席しました。教育人格者として幅広い見識に基づき、中立的立場から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	町 田 弘 香	当期開催された取締役会18回のうち15回に、監査役会15回のうち12回に、それぞれ出席しました。弁護士としての見識に基づき主に法的な見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	玉 井 哲 史	当期開催された取締役会18回のうち16回に、監査役会15回のうち13回に、それぞれ出席しました。公認会計士としての見識に基づき主に財務及び会計の専門的な見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

IV 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

あかり監査法人

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 報酬等の額 | 14,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4条）
 - a. 取締役は、毎月開催の取締役会、情報共有の推進を通じて、他の取締役の職務執行の監督を行う。
 - b. 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、独立した立場から、内部システムの整備、運用状況を含め、取締役の職務執行の監査を行う。
 - c. 代表取締役社長は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行う。
 - d. 内部監査室は、業務執行部門から独立し、当社における業務の適正性及び効率性につき監視を行う。
 - e. 内部監査部門として、代表取締役社長直轄の内部監査室を補強し、社内各部署の業務について各種法令・各種規程等の遵守状況を計画的に監査する。
 - f. 当社は、法令違反行為に対して、従業員から社外（弁護士事務所）に匿名でも相談・申告できる「内部通報制度」を設け、申告者が不利益な扱いを受けない体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 - a. 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に係る重要な情報については、法令及び「文書取扱規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
 - b. 「文書取扱規程」「稟議規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図る。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - a. 取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人は、業務執行に係る重要な情報の報告を行う。
 - b. 代表取締役社長は、経営企画担当取締役をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を整備する。
 - c. 災害等の不測の事態が発生した場合には、管理本部長が統轄する対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応策を講じる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
- a. 取締役会は、当社の規模等を鑑み機動性を重視した体制とし、毎月開催の取締役会において重要事項の決定及び職務執行の監督を行う。
 - b. 経営会議を毎月開催し、チーム別予算の執行状況及び差異分析の結果に基づく、迅速かつ的確な意思決定を行う。
 - c. 執行役員制度の導入により業務執行機能を強化し、取締役及び執行役員による役員会議を開催し、取締役会付議議案の検討や情報の共有化など意思疎通に重点を置く。
 - d. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織体制、権限、業務分掌を社内規程等において明確にし、効率的な執行体制を整備する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- a. 当社及び子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、適切な管理を行う。
 - b. 内部統制部門（内部監査室及び経理部）は、海外を含めた子会社の監査を実施し、監査結果を取締役会及び監査役会に報告する。また、子会社のリスク管理状況やコンプライアンス活動状況の評価を行い、必要に応じて助言、改善提案等を行う。
 - c. 当社は、子会社に対し必要のつど会計監査及び業務監査を行うものとし、管理本部長がこれを指揮する。
- ⑥ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号及び第3号）
- a. 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行ない、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - b. 監査役が指定する補助すべき期間中は、取締役の指揮命令は受けない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- a. 監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。
 - b. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査役に報告する。

- ⑧ 監査役の職務執行に生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求を受けたときは、速やかに当該請求に応じる。

- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

内部通報制度運用規程により役員及び社員等は、本規定に基づく違反行為等の通報が行われたことを理由として、通報者に対し、降格、減給、その他不利益な扱いを受けない。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- a. 代表取締役は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- b. 監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
- c. 取締役ならびに使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況を監査役に報告しなければならない。また、内部通報制度による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは監査役に報告しなければならない。

- ⑪ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制（金融商品取引法第24条の4の4及び第193条の2第2項）

当社及び関係会社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行うものとする。

また、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は以下の役割を確認する。

- a. 取締役は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。
- b. 取締役会は、取締役の内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか取締役を監視、監督する。
- c. 内部監査室は内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ、内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を取締役並びに取締役会に提言する。

⑫ 反社会的勢力に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス規程」において「反社会的勢力との関係断絶」を定めており、反社会的勢力とは毅然として対応し、一切関係を持たない旨を行動基準として定めている。

上記規程に基づき、管理本部を統括部署として対応している。また警察、弁護士などの外部専門機関との連携を密にし、有事において適切な相談、支援が受けられる体制を整備するとともに、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、定期的に行われる情報交換会並びに研修会に参加し、関連情報の収集及び社内への周知徹底を図っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システム整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会において新たなリスクを検討し、諸規程及び業務の見直しを行い、適切な内部統制システムの向上に努めております。

コンプライアンスについては、定例会議及び研修を通じて実効性の向上に努めております。さらに内部通報制度により、外部顧問弁護士が内容を把握し、適切に対処・処置できる体制をとっております。

(3) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合は、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,426,499	流 動 負 債	1,337,474
現 金 及 び 預 金	1,612,798	支 払 手 形	242,896
受 取 手 形	135,103	買 掛 金	52,532
電 子 記 録 債 権	750,487	短 期 借 入 金	800,000
売 掛 金	1,303,464	リ ー ス 債 務	2,236
商 品	579,584	未 払 金	127,651
そ の 他	59,744	未 払 費 用	47,629
貸 倒 引 当 金	△14,684	未 払 法 人 税 等	581
		賞 与 引 当 金	18,041
		そ の 他	45,905
固 定 資 産	2,361,058	固 定 負 債	578,043
有 形 固 定 資 産	933,361	長 期 借 入 金	200,000
建 物	214,856	リ ー ス 債 務	3,844
構 築 物	3,086	繰 延 税 金 負 債	69,655
車 両 運 搬 具	0	退 職 給 付 引 当 金	212,295
工 具、器 具 及 び 備 品	1,600	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	70,138
土 地	710,241	長 期 預 り 保 証 金	22,110
リ ー ス 資 産	3,577	負 債 合 計	1,915,518
		(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	12,619	株 主 資 本	4,906,892
借 地 権	4,539	資 本 本 金	961,720
ソ フ ト ウ ェ ア	4,168	資 本 剰 余 金	838,440
電 話 加 入 権	3,911	資 本 準 備 金	838,440
投 資 そ の 他 の 資 産	1,415,078	利 益 剰 余 金	3,122,172
投 資 有 価 証 券	710,280	利 益 準 備 金	125,930
出 資	60	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,996,242
破 産 更 生 債 権 等	35,983	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	157,711
投 資 不 動 産	650,421	別 途 積 立 金	1,440,000
会 員 権	869	繰 越 利 益 剰 余 金	1,398,530
差 入 保 証 金	33,505	自 己 株 式	△15,439
そ の 他	19,936	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△34,852
貸 倒 引 当 金	△35,978	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△29,261
資 産 合 計	6,787,558	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△5,590
		純 資 産 合 計	4,872,040
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,787,558

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年12月21日から
2020年12月20日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	6,728,159		
売上総利益	4,999,998		
販売費及び一般管理費	1,728,160		
営業外収益	1,990,949		
受取利息	262,788		
受取配当金	12		
受取証券	1,790		
受取貸付	17,277		
受取料	80,884		
受取益	431		
受取金	2,747		
受取益	26,121		
受取他	25,611		154,875
営業外費用			
支払利息	2,789		
支払却	237		
支払費用	31,428		
支払他	1,311		35,766
特別利益	143,679		
固定資産売却益	15,236		
関係会社株式売却益	0		15,236
特別損失			
固定資産除却損	0		
投資有価証券売却損	2,220		
投資有価証券評価損	51,877		
減損	6,316		60,414
税金引当			
法人税、住民税及び事業税	188,857		
当期純損	3,650		3,650
当期純損			192,507

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年12月21日から
2020年12月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
				固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	961,720	838,440	125,930	157,711	1,440,000	1,650,612	△ 15,278	5,159,135
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当						△ 59,574		△ 59,574
当 期 純 損 失						△ 192,507		△ 192,507
自 己 株 式 の 取 得							△ 161	△ 161
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△ 252,081	△ 161	△ 252,243
当 期 末 残 高	961,720	838,440	125,930	157,711	1,440,000	1,398,530	△ 15,439	4,906,892

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	55,923	373	56,296	5,215,432
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△ 59,574
当 期 純 損 失				△ 192,507
自 己 株 式 の 取 得				△ 161
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△ 85,185	△ 5,963	△ 91,148	△ 91,148
事業年度中の変動額合計	△ 85,185	△ 5,963	△ 91,148	△ 343,392
当 期 末 残 高	△ 29,261	△ 5,590	△ 34,852	4,872,040

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) デリバティブ……………原則として時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な資産の耐用年数

建 物……………8年～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
また、執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段

為替予約取引

(3) ヘッジ対象

外貨建金銭債務

(4) ヘッジ方針

社内規程に基づき、輸入取引により生ずる外貨建金銭債務保有に係る為替変動リスクをヘッジするため、実需の範囲内で為替予約取引を行っております。

(5) ヘッジの有効性の評価

為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用益」は、当事業年度において営業外収益の合計額の100分の10を超えることとなったため、当事業年度より区分掲記することといたしました。

なお、前事業年度における「投資事業組合運用益」の金額は、3,055千円であります。

〔追加情報〕

新型コロナウイルス感染症の拡大による会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の再拡大により、いまだ収束時期は不透明であり、経済活動への影響を予想することは困難なことから、当社は外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響が翌事業年度までは少なくとも継続しつつも、緩やかに回復する仮定のもと、会計上の見積り（主に継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討等）を行っております。

なお、当該見積りは現時点での最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や経済環境への影響が変化した場合には、会計上の見積りにも影響を及ぼし、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び対応債務

担保に供している資産

建物	173,333千円
土地	552,006千円
投資不動産	293,293千円
計	1,018,634千円

上記に対応する債務

支払手形（信用状）	175,836千円
短期借入金	550,000千円
計	725,836千円

根抵当権によって担保されている債務については、期末残高又は極度額のいずれか少ない方の金額で記載しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	793,427千円
投資不動産の減価償却累計額	153,106千円

3. 期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権が期末残高に含まれております。

受取手形	4,376千円
電子記録債権	59,475千円

4. 投資不動産の内訳

土 地	359,250千円
建 物	284,372千円
構 築 物	6,797千円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

商品仕入

2,467千円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額（千円）
福利厚生施設	建物	神奈川県足柄下郡	1,945
	土地		249
	会員権		1,280
	差入保証金		193
遊休資産	投資不動産(建物)	タイ バンコク市	2,647
合計			6,316

(1) 減損損失に至った経緯

福利厚生施設については、売却の意思決定を行ったため帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、遊休資産については、時価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(2) 資産のグルーピングの方法

事業所別を基本とし、売却の意思決定を行った資産及び将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

(3) 回収可能価額の算定方法

福利厚生施設及び遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、福利厚生施設は売却の意思決定を行ったため売却見込額、遊休資産については不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	512,070	-	-	512,070

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,866	50	-	2,916

自己株式の増加50株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年3月18日 定時株主総会	普通株式	30,552	60.00	2019年12月20日	2020年3月19日
2020年7月21日 取締役会	普通株式	29,021	57.00	2020年6月20日	2020年9月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年3月18日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年3月18日 定時株主総会	普通株式	29,021	57.00	2020年12月20日	2021年3月19日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	5,524
未払事業税	1,768
商品評価損	30,808
退職給付引当金	65,004
役員退職慰労引当金	21,476
貸倒引当金	15,512
減損損失	40,533
投資有価証券評価損	15,884
税務上の繰越欠損金	95,301
その他	8,181
繰延税金資産小計	299,995
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 95,301
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 204,694
評価性引当額小計	△ 299,995
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△ 51
固定資産圧縮積立金	△ 69,603
繰延税金負債合計	△ 69,655
繰延税金負債の純額	△ 69,655

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融商品で行い、資金調達については銀行借入により調達する方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に営業本部長へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用してヘッジしております。

短期借入金及び長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達です。このうち短期借入金は変動金利によるもので、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動のリスクを回避するため毎月金利の状況を把握し、継続的に資金調達状況の見直しをしております。また、長期借入金は、固定金利によるもので、金利の変動リスクはありません。

営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、財務課が月次で資金繰り表を作成するなどの方法により管理をしております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替相場変動によるリスクの軽減を目的とした為替予約取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っております。また信用リスクを軽減するため、信用度の高い国内金融機関にて取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月20日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,612,798	1,612,798	－
(2) 受取手形	135,103	135,103	－
(3) 電子記録債権	750,487	750,487	－
(4) 売掛金	1,303,464	1,303,464	－
(5) 投資有価証券 その他有価証券	447,604	447,604	－
資産計	4,249,458	4,249,458	－
(1) 支払手形	242,896	242,896	－
(2) 買掛金	52,532	52,532	－
(3) 短期借入金	800,000	800,000	－
(4) 未払金	127,651	127,651	－
(5) 長期借入金（＊1）	200,000	200,000	－
負債計	1,423,080	1,423,080	－
デリバティブ取引（＊2）	(5,539)	(5,539)	－

（＊1）1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含んでおります。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、並びに (4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、並びに(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた金額が帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債務と一体として処理されているため、その時価は、当該債務の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	49,007
投資事業有限責任組合出資金	213,669

非上場株式及び投資事業有限責任組合出資金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸事務所や店舗及び賃貸用住宅等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度期末残高	
695, 460	△33, 867	661, 593	950, 652

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等を合理的に調整した価額により算定した金額であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科 目	期末残高 （千円）
役員及びその近 親者	笠井 庄治	13. 64%	当社代表取締役 社長	資金の預り 資金の返還	600 20, 323	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

笠井庄治からの預り金については、利息の支払いは行っておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 9, 568円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 378円08銭 |

独立監査人の監査報告書

2021年2月16日

東邦レマック株式会社
取締役会 御中

あかり監査法人
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 中 田 啓 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 進 藤 雄 士 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦レマック株式会社の2019年12月21日から2020年12月20日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の影響が翌事業年度までは少なくとも継続しつつも、緩やかに回復する仮定のもと、会計上の見積り（主に継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討等）を行っている。

該当事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2021年2月16日

東邦レマック株式会社

代表取締役社長 笠 井 庄 治 殿

東邦レマック株式会社 監査役会

監査役(常勤) 伊 藤 賢 ㊟

監 査 役 町 田 弘 香 ㊟

監 査 役 玉 井 哲 史 ㊟

当監査役会は、2019年12月21日より2020年12月20日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が監査をしてまいりました。その結果を審議し、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、会社法の該当条項に掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備された体制の状況について監視及び検証し、かつ監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において事業及び財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が適正に機能しているかについては、会計監査人から会社計算規則第131条に基づき通知を受け、必要に応じて説明を求め、検証した結果、指摘すべき事項はない旨を確認し、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに係わる取締役会の決議の内容は、相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(注) 監査役町田弘香及び玉井哲史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案し、経営環境が依然として厳しい折から下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 57円 総額 29,021,778円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年 3 月 19 日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結のときをもって、現任の取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当、及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かさ い しょう じ 笠 井 庄 治 (1951年5月27日生)	1974年10月 当社入社 1982年4月 当社企画室長 1983年3月 当社取締役 1986年3月 当社常務取締役 1987年3月 当社専務取締役 1997年3月 当社代表取締役社長（現任） 2002年3月 (有)パックス・ケイ代表取締役（現任） 2010年9月 麗瑪克香港有限公司董事長	69,479株
2	たか の ゆう いち 高 野 裕 一 (1961年11月17日生)	1984年3月 当社入社 2014年3月 当社執行役員東京支店副支店長兼東京支店営業2部部長 2015年3月 当社取締役経営企画室長兼東京支店長兼東京支店営業2部部長 2016年12月 当社取締役経営企画室長兼東京支店長 2017年3月 当社取締役経営企画室長兼管理本部長兼総務部部長 2019年3月 当社取締役管理本部長兼総務部部長（現任）	2,900株
3	かさ い のぶ たか 笠 井 信 剛 (1977年1月21日生)	2001年2月 当社入社 2017年3月 当社執行役員経営企画室副室長 2019年3月 当社取締役経営企画室長兼営業本部長（現任）	5,925株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当、及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	さくら い み き こ ※櫻 井 三 樹 子 (1969年1月7日生)	1992年4月 TBCグループ(株)入社 1997年2月 (有)ダスキン不二美入社 2009年1月 櫻井三樹子社会保険労務士事務所開業 代表 (現任) 2011年11月 特定社会保険労務士 (現任) 2013年4月 東京都社会保険労務士会役員 2017年4月 社会保険労務士会多摩統括支部役員 (現任) 2017年4月 公益社団法人町田法人会理事	-株

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

- 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 櫻井三樹子氏は、社外取締役候補者であります。また櫻井三樹子氏の選任が承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
櫻井三樹子氏を社外取締役候補者とした理由は、長期にわたり社会保険労務士を務められており、人事・労務についての専門的かつ豊富な見識からもたらされる異なった視点からの提言をいただくとともに、当社の経営の監督をしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくためであります。
- 笠井信剛は、代表取締役社長笠井庄治の長男であります。
- 当社は共栄火災海上保険株式会社と役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる賠償責任の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社取締役、当社監査役及び当社執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

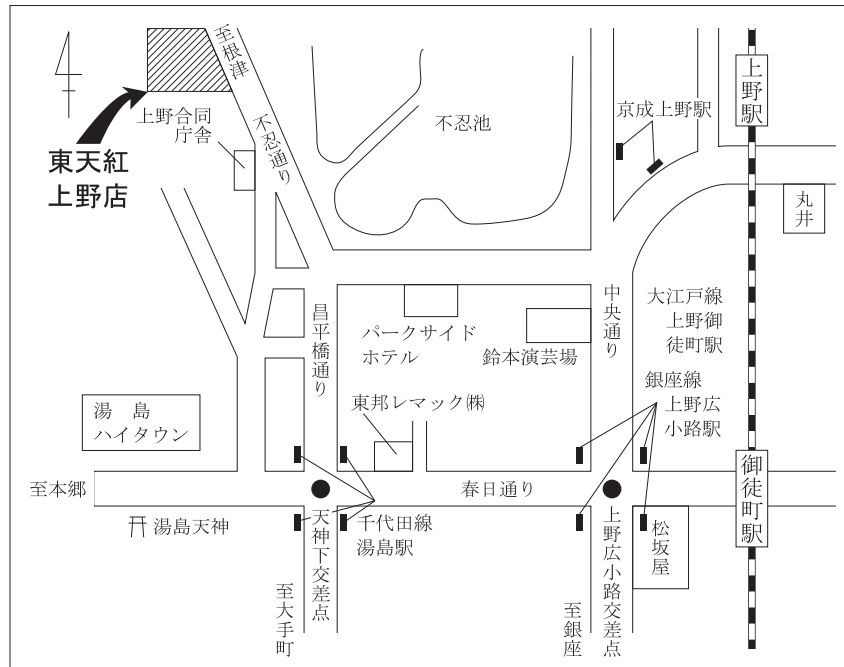
以 上

メ 毛 欄

[illegible]

第63回定時株主総会会場のご案内図

会 場 東京都台東区池之端1丁目4番1号
東天紅 上野店 5階飛鳥の間
電話 (03) 3828-5111 (代表)



最寄駅

JR線	上野駅	徒歩13分
	御徒町駅	徒歩10分
地下鉄千代田線	湯島駅	徒歩3分
地下鉄銀座線	上野広小路駅	徒歩10分
地下鉄大江戸線	上野御徒町駅	徒歩10分
京成線	京成上野駅	徒歩10分